教習時の服装について

※技能教習を受けられる際は、長袖、長ズボンを着用して下さい。短い靴下などの為、身体の一部が露出する場合は、教習を受けることができません。
※靴は、かかとのあるものを使用して下さい。サンダルは不可としております。
※ヘルメット、グローブは原則各自でご用意下さい。ただし、ヘルメットは貸出をしております。

■次のような服装や、ヘルメットを着用した場合、教習を受けることができません！！

半袖、七分袖、禁止です。
肌の露出がない服を着用し、
できれば、時計類や金属類も
外しましょう！

破れたジーパン、裾がヒラヒラする
ものは適しません。しっかりとした
素材と縫製のものをお履き下さい。

転倒時、大けがにつながります。
短い靴下は履かないで下さい。

ヘルメットは、乗車するバイクの排気量の規格にあったものを使用して下さい。

フルフェイス

ジェットヘル

乗車するバイクの排気量の規格にあわないものや、半キャップヘルメットは
使用出来ません。（貸出用のヘルメットをご利用下さい。）